

4 参考資料

色彩基準に係る資料

1) 色と色彩について

色を表す体系を「表色系」と言います。ここでは日本工業規格 (JIS) の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いることとします。

なお、色と色彩は同義語ですが、本市の景観計画等においては色彩を基本として用いることとします。

①色相 (色合い)

色相は「色合い」のことを言います。色相の分割は、赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) の主要 5 色相と、それぞれの間にとった黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP) の 10 色を環状に循環させて並べ (図 1 の外側の表示)、さらにそれぞれの間を 1 ～ 10 までに 10 分割し、色相全体を 10 に分割 (図 1 では省略) することができます。

②明度 (明るさ)

明度は色の「明るさの度合い」のことを言います。その度合いは、数値で表し、明るくなるにつれて数値が高く、暗くなるにつれて低くなります (図 2 の縦軸、図 3 の A と B)。

③彩度 (鮮やかさ)

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことを言います。その度合いは数値で表し、鮮やかになるにつれて数値が高く、鈍くなるにつれて低くなります (図 2 の横軸、図 3 の C と D)。

なお、無彩色 (白、灰、黒) は、彩度は 0 で明度の数値のみで表します。

図 1 : マンセル色相環

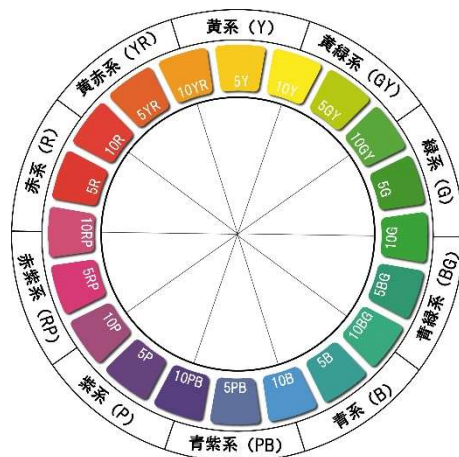


図 2 : 5 R の分布 (1 断面を示す)
(「ライト色立体マンセル」より)

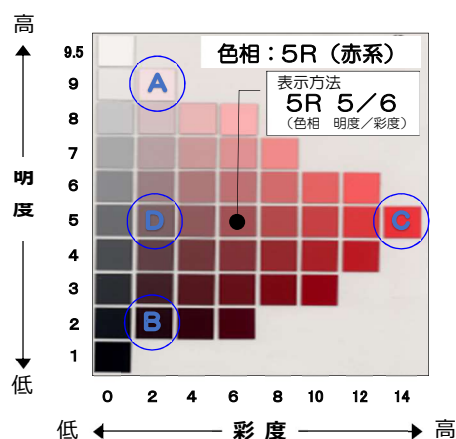
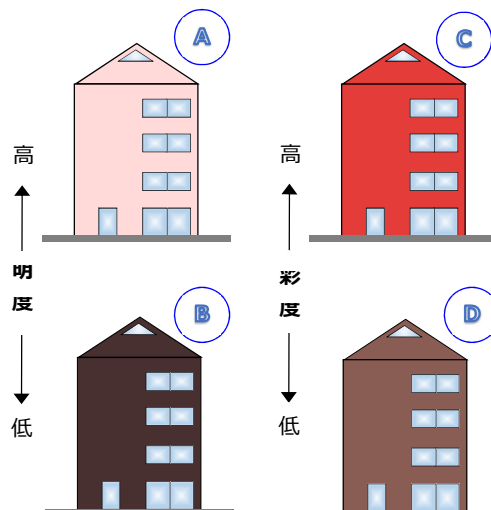


図 3 : 明度と彩度の高・低の例示
(上記の図 2 に A から D の位置を示す)



2) 色彩基準

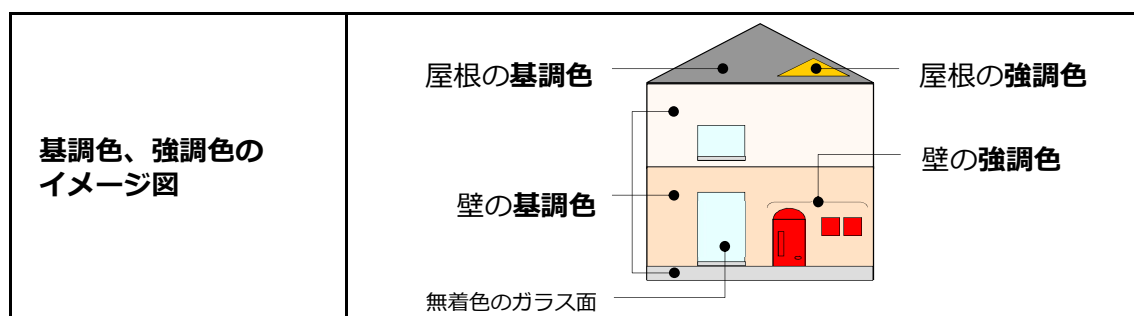
①基調色、強調色の区分

●基調色

基調色は、外壁面、屋根面それぞれの大部分を占める色彩です。当該施設の印象を高める要素となります。

●強調色

強調色は、外壁面、屋根面それぞれの一部分を占める色彩です。当該施設の特徴を高める要素となります。



②基調色と強調色の割合

一般地区、国道464号沿道地区について、該当する住居等景観ゾーン（住居景観ゾーン、工業景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン、台地の緑景観ゾーン、水辺景観ゾーン）、商業・業務景観ゾーンに、外壁面、屋根面それぞれの基調色と強調色の割合を次のように定めます。なお、無着色のガラス面等は除くものとします。

区分	景観ゾーン	基調色	強調色
一般地区	住居等景観ゾーン	90%以上	10%以下
	商業・業務景観ゾーン	80%以上	20%以下
国道464号沿道地区	住居等景観ゾーン	90%以上	10%以下
	商業・業務景観ゾーン	85%以上	15%以下

③色彩基準の適用

色彩基準は、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積における塀・柵等の遮蔽物の色彩について適用するものとします。

なお、以下の場合については、色彩基準の適用は除外します。

- 安全確保等の観点から、他の法令で色彩が規定されているもの
- 伝統的素材や自然素材、着色を施していない石、土、レンガ、ガラス（過度に反射するものを除く）等
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっているもの（文化財、歴史的な寺社等）
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準が定められているもの
- その他、市長が認めるもの

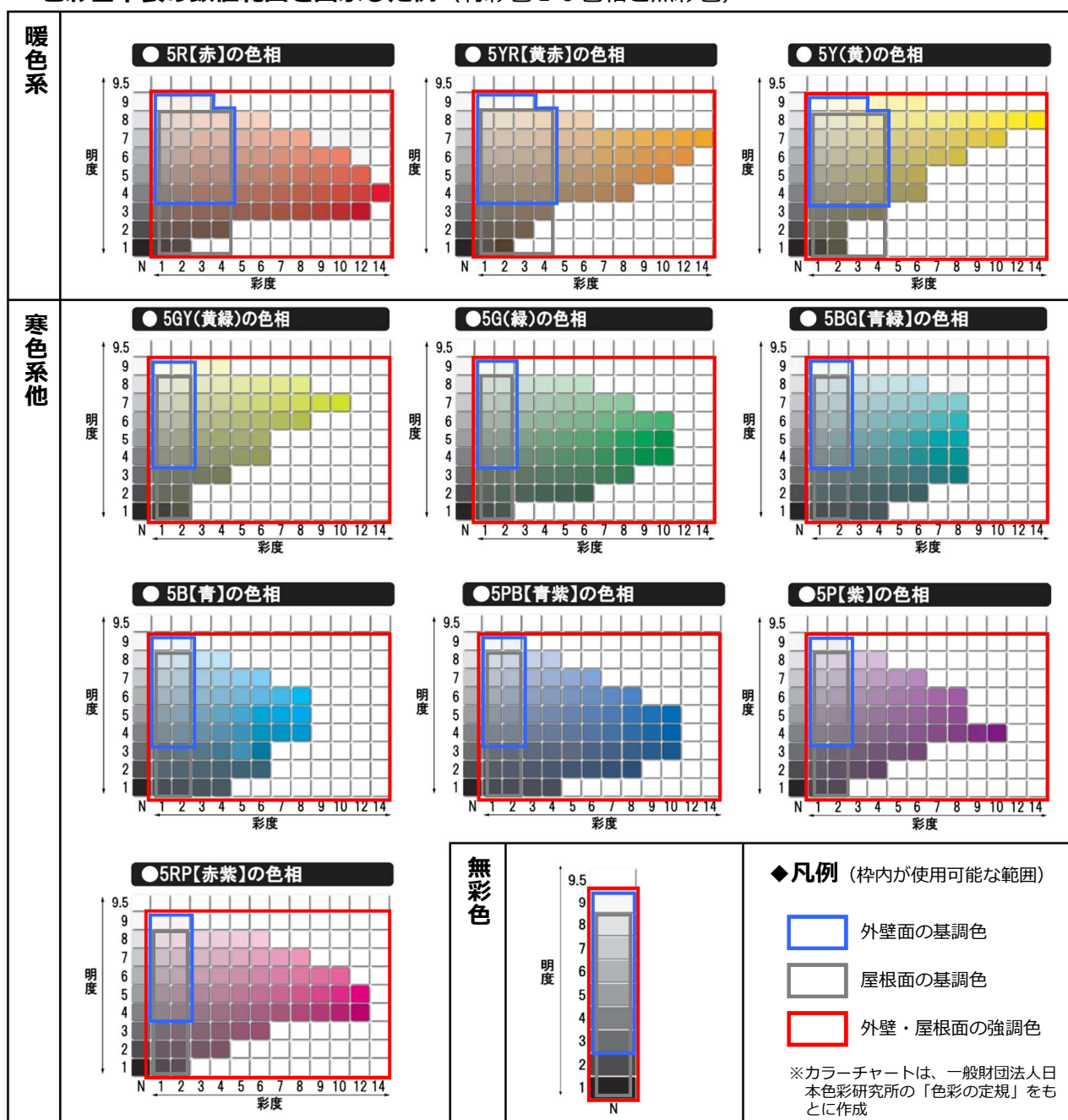
〈一般地区〉住居等景観ゾーン（住居、工業、田園・集落、台地の緑、水辺の各景観ゾーン）

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	3 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	4 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



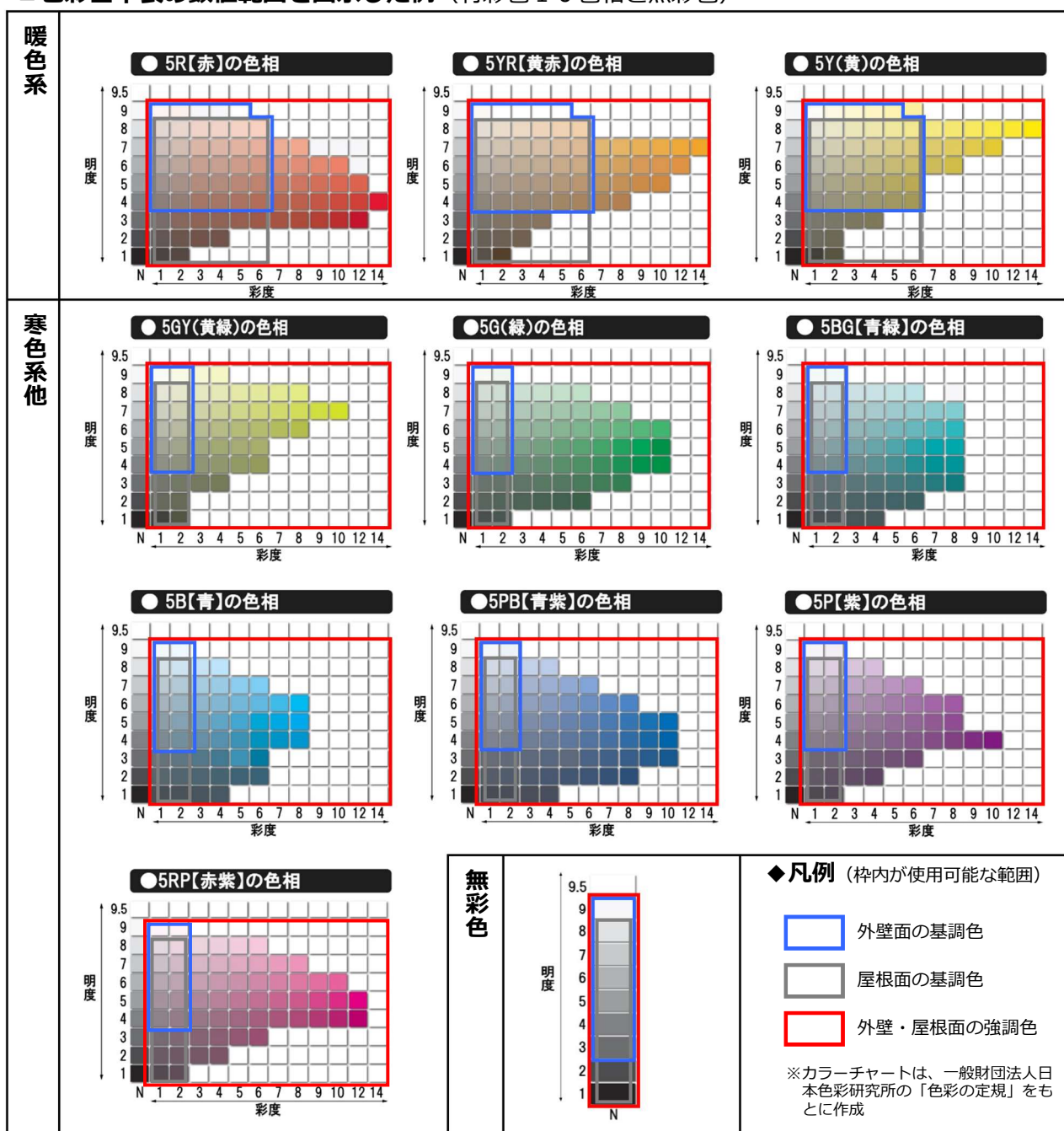
〈一般地区〉商業・業務景観ゾーン

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	5 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	6 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



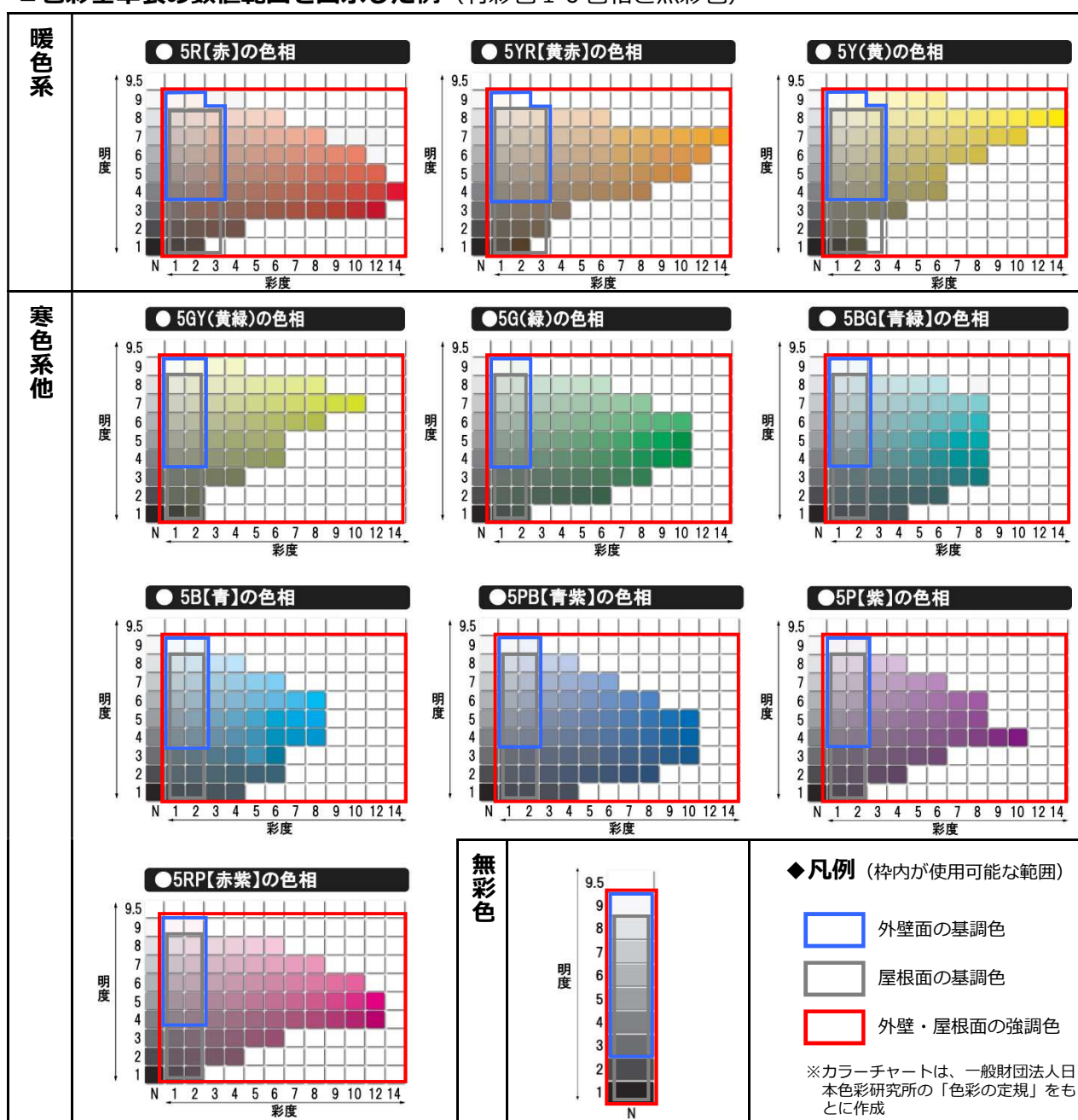
〈国道464号沿道地区〉住居等景観ゾーン（住居、田園・集落、台地の緑、水辺の各景観ゾーン）

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	3 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		—

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）



〈国道464号沿道地区〉商業・業務景観ゾーン

■色彩基準表（外壁・屋根面に使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁面	8 超～9 以下	4 以下	1 以上～9 以下	1 4 以下
	屋根面	4 以上～8 以下	5 以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁面	4 以上～9 以下	2 以下	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	2 以下		
無彩色 (N)	外壁面	3 以上～9 以下	—	1 以上～9 以下	—
	屋根面	1 以上～8 以下	—		

※表の部位は建築物を対象としている。工作物についてはこれらに同等の部位とする。

■色彩基準表の数値範囲を図示した例（有彩色10色相と無彩色）

